平成２２年（フ）第５３８号
長崎県長崎市出雲３丁目16番２号
債務者　西田　純子（旧姓板原）
1　決定年月日時　平成23年７月１日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月24日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第２１０号
長崎県長崎市北浦町1983番地20
債務者　佐藤　伸也
1　決定年月日時　平成23年６月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月24日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第２３１号
長崎県長崎市戸町３丁目14番８号
債務者　松尾　智子
1　決定年月日時　平成23年６月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月24日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第９２６号
札幌市東区北34条東９丁目３番７号　ルピナス34―205号
債務者　小柳　　超
1　決定年月日時　平成23年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第９２７号
札幌市東区北34条東９丁目３番７号　ルピナス34―205号
債務者　小柳　倫美（旧姓佐々木）
1　決定年月日時　平成23年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１２７０号
札幌市北区北23条西６丁目１番14―102号
債務者　加藤みゆき
1　決定年月日時　平成23年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１３３１号
札幌市豊平区中の島１条３丁目３番11―101号
債務者　佐藤　智恵（旧姓伊藤）
1　決定年月日時　平成23年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１３３４号
札幌市北区拓北２条３丁目７番10号
債務者　安宅　大助
1　決定年月日時　平成23年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１３５７号
札幌市厚別区厚別中央２条４丁目11番29―303号
債務者　瀬川　弘子
1　決定年月日時　平成23年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１３６８号
北海道北広島市大曲南ヶ丘１丁目11番地１　ロータス三井307号
債務者　織笠　明子
1　決定年月日時　平成23年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１３９３号
札幌市南区澄川４条１丁目１番７号　リトルシティ澄川205号
債務者　山岸千佐子（旧姓中田）
1　決定年月日時　平成23年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１４５８号
札幌市東区北47条東10丁目１番15―201号
債務者　佐々木　勉
1　決定年月日時　平成23年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１４８７号
札幌市中央区北15条西15丁目１番13号　イーアールハイツ304号
債務者　樋渡　裕慶
1　決定年月日時　平成23年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１６１０号
札幌市白石区北郷４条10丁目１番19号
債務者　佐川まゆみ
1　決定年月日時　平成23年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第４３号
山形県酒田市新井田町７番25号
債務者　斉藤　恵美
1　決定年月日時　平成23年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月25日まで
山形地方裁判所酒田支部

平成２３年（フ）第１９７号
群馬県高崎市菅谷町20番地316　セゾンあらい102
債務者　友野さくら
1　決定年月日時　平成23年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月25日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２３年（フ）第２６２号
埼玉県行田市大字下忍1979番地１　４棟101号
債務者　岡村きくの
1　決定年月日時　平成23年７月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月25日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部